

居宅訪問型保育事業者 殿

東京都福祉保健局少子社会対策部
認証・認可外保育施設担当課長 多田 博史
(公印省略)

運営状況の報告について(依頼)

貴殿の実施する認可外の居宅訪問型保育事業について、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第59条第1項及び第59条の2の5並びに認可外保育施設に対する指導監督要綱(昭和57年6月15日付56福児母第990号)第7条の規定に基づき、下記のとおり御報告ください。

なお、正当な理由がないのに、報告がない場合は、児童福祉法第62条第7号の規定により、罰則が適用される場合があります。

記

1 提出書類 (各1部)

(1) 居宅訪問型保育事業 運営状況報告 【必須】

事業者において、控えを必ず保管してください。

(2) 添付書類

- ア 有資格者(保育士・看護師・(公社)全国保育サービス協会の認定ベビーシッター)については、資格が確認できる書類の写し
- イ 居宅訪問型保育基礎研修、子育て支援員研修(地域保育コースに限る)、(公社)全国保育サービス協会のベビーシッター養成研修+現任研修の修了者については、その修了証書の写し
- ウ 保育従事職員の直近の研修の受講状況が分かる書類(受講証の写し等)
- エ 事故に係る保険会社との保険契約書類の写し(加入している場合のみ)
- オ パンフレット、料金表(作成している場合のみ)

2 基準日

令和元年10月1日(火曜日)

※ 10月1日が定休日の場合は、直後の営業日の状況を御記入ください。

3 提出先及び提出期限

(1) 提出先

〒163-8001 新宿区西新宿二丁目8番1号
東京都福祉保健局少子社会対策部保育支援課民間保育援助担当
直通電話 03-5320-4131

(2) 提出期限

令和元年11月8日(金曜日) 厳守

4 その他

運営状況報告は、東京都福祉保健局のホームページにエクセル形式で掲載されています。同封した運営状況報告に替えて、入力し印刷したものでも提出可能です。

(ホームページアドレス)

<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kodomo/hoiku/ninkagai/oshirase.html>

(参考)

保育を行うことを目的とする施設の運営に対する指導監督について

1 都道府県知事の行う指導監督の趣旨

児童の安全確保等の観点から、都道府県知事は、保育を行うことを目的とする施設の運営(児童の処遇等の保育内容、保育従事者数、施設設備等)に対して、運営状況が児童の福祉上問題がないか調査し、問題がある場合は改善を求める等、指導監督を行っています。

2 法的根拠

認可外保育施設についても、児童福祉法に基づき、都道府県知事が必要と認める事項の報告や職員による立入調査や質問に協力いただくこととなっています。(児童福祉法第59条第1項、第59条の2の5)

正当な理由がないのに報告をしないこと、虚偽の報告をすること、立入調査を拒むこと、忌避すること、質問に答えないこと、虚偽の回答をすることがあった場合は、罰則が適用されます。(児童福祉法第62条第7号)

3 具体的な指導監督の内容

上記の根拠に基づき、都道府県知事は、別に定められた指導監督基準に沿って、指導監督を行い、児童の安全確保等の観点から問題があれば、改善の指導等を行います。

児童の安全確保等の観点から看過できない施設に対しては、文書による改善勧告を行い、勧告に従わない場合はその旨の公表、さらに事業停止や施設閉鎖を命ずることができると規定されています。(児童福祉法第59条第3項～第6項)

4 改善措置

施設の運営に当たっては、児童の安全確保について十分に配慮していただくとともに、具体的に運営に関する改善指導を受けた場合は、これに従って改善措置をとるようにしてください。

なお、消防部局、衛生主管部局等においても、消防法、食品衛生法等関係法令に基づく指導監督が行われており、これらの部局から指導を受けた場合には、これに従って改善措置をとる必要があることにも留意してください。

5 その他

次のような事例が生じた場合については、速やかに都まで御報告ください。

(1) 責任の所在の如何を問わず、施設の管理下において重大な事故が生じた場合(死亡事案、重傷事故事案、食中毒事案等)

(2) 当該施設に24時間、かつ、週のうちおおむね5日程度以上入所している児童がいる場合

※ 詳細は「認可外保育施設に対する指導監督要綱」を御覧ください(ホームページに掲載しています)。

(ホームページアドレス)

<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kodomo/hoiku/ninkagai/youkou.html>